

公安委員会 説明資料No. 1	第51回全国白バイ安全運転競技 大会の開催について	令和3年9月30日 交 通 局
<p><b>1 大会の目的</b> 白バイ乗務員の運転技能を向上させ、受傷事故の絶無を期するとともに、その士気の高揚を図り、もって道路交通の安全の維持に資すること。</p> <p><b>2 開催日</b> 令和3年10月9日（土）、10日（日）の2日間 10月8日（金）に公開競技を実施</p> <p><b>3 開催場所</b> 自動車安全運転センター 安全運転中央研修所（茨城県ひたちなか市）</p> <p><b>4 新型コロナウイルス感染症対策</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 無観客において開催</li> <li>(2) 大会参加者の削減、式典の簡素化による三密回避</li> <li>(3) 入県・宿泊・大会開催時における感染症対策の徹底</li> <li>(4) 各種ガイドラインの遵守</li> </ol> <p><b>5 大会日程及び競技種目</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 10月8日（公開競技日）     バランス走行操縦競技（女性の部）</li> <li>(2) 10月9日（大会1日目）     ア バランス走行操縦競技（男性の部）     イ トライアル走行操縦競技（男性の部）</li> <li>(3) 10月10日（大会2日目）     ア 不整地走行操縦競技（男性の部）     イ 傾斜走行操縦（スラローム）競技（男性及び女性の部）</li> </ol> <p><b>6 参加選手（205名）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 男性警察官の部（153名）     ア 第1部（9都府県警察）～36名     イ 第2部（第1部以外の38道府県警察及び皇宮警察）～117名</li> <li>(2) 女性警察官の部（52名）     29都府県警察及び皇宮警察</li> </ol>		

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 2</p>	<p>新型コロナウイルス感染症への 対応について</p>	<p>令和3年9月30日</p> <p>警 備 局</p>
<p><b>1 感染者数【9月29日時点】</b></p> <p>(1) 国内における感染状況～1,696,061人（死亡17,511人）</p> <p>(2) 世界における感染状況～232,223,986人（死亡4,750,415人）</p> <p><b>2 政府の対応</b></p> <p>(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府対策本部を設置（令和2年3月26日）。</p> <p>(2) 緊急事態措置を実施している19都道府県全て（※1）及びまん延防止等重点措置を実施している8県全て（※2）について、9月30日をもってこれらの措置を終了。</p> <p>※1 北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県及び沖縄県</p> <p>※2 宮城県、福島県、石川県、岡山県、香川県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県</p> <p>(3) 現在、160か国・地域に14日以内に滞在歴のある外国人の入国を拒否。また、全ての国・地域からの入国者に対して出国前72時間以内の検査証明の提出や、入国後14日間の自宅等での待機（変異株流行国等からの入国者は最長10日間の宿泊施設待機後、自宅等待機）等を要請。</p> <p><b>3 警察の対応</b></p> <p>(1) 長官を長とする新型コロナウイルス感染症対策本部に格上げ（令和2年3月26日）</p> <p>(2) 警戒警備の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 空港及び検疫所長が指定した待機施設における警戒警備</li> <li>○ 医療施設及び軽症者等宿泊療養施設における警戒警備</li> <li>○ ワクチン大規模接種センターにおける警戒警備</li> </ul> <p>(3) 繁華街等における制服警察官によるパトロール強化</p> <p>(4) 繁華街等での警戒活動を通じた声掛けの実施と自治体の見回りとの連携</p> <p>(5) 感染防止のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ マスクの着用、対人距離の確保等の基本的な対策の徹底</li> <li>○ 警察職員を対象とするワクチン接種会場が自治体により設置される場合における、当該自治体との緊密な連携</li> </ul>		

令和3年7月7日に「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」（以下「統一基準」という。）が改定されたことを受け、警察情報セキュリティポリシー<sup>注1</sup>を改正するもの。

注1 情報漏えい、情報システムの不正利用等を防止するため、情報の取扱い、技術的対策事項等について定めたもの。

## 1 改正の主な内容

### (1) 統一基準改定への整合

#### ア クラウドサービスの利用拡大を見据えた記載の充実

- 政府におけるクラウド・バイ・デフォルト原則を踏まえ、クラウドサービスの利用拡大を見据えて基準等を追加
- クラウドサービスの選定基準に「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP<sup>注2</sup>）」を活用

注2 Information system Security Management and Assessment Program

#### イ 情報セキュリティ対策の動向を踏まえた記載の充実

- サービス不能攻撃<sup>注3</sup>に対処するためのウェブサーバへの負荷分散措置等の追加
- 情報システムの廃棄時における電磁的記録媒体からの情報の抹消方法として暗号化消去<sup>注4</sup>の追加

注3 悪意ある第三者等が、サーバ装置、通信回線装置又は通信回線の容量を上回る大量のアクセスを行い通常の利用者のサービス利用を妨害する攻撃

注4 情報を電磁的記録媒体に暗号化して記録したもので、情報の抹消が必要になった際に情報の復号に用いる鍵を抹消することで情報の復号を不可能にし、情報を利用不能にする論理的削除方法

#### ウ 多様な働き方を前提とした情報セキュリティ対策の整理

テレワーク、ウェブ会議サービス等に係るセキュリティ対策（実施環境や手続など）を規定

### (2) 警察におけるセキュリティインシデントを踏まえた対策等の追加

- 外部委託先等における情報セキュリティ確保に係る規定の追加
- 管理者権限の適正な管理に係る規定の追加

## 2 今後の予定

- (1) 令和3年10月15日施行
- (2) 都道府県警察において本改正に準じて各都道府県警察の情報セキュリティポリシーを改正